



いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2019
12.10
no.163

Report

① 外国ルーツの子どもが直面する困難を考える

～すべての子どもの学びの権利を保障するために～

国土舘大学教授 鈴木江理子 1

② 子どもの権利条約実施のために

独自の取り組みを続ける台湾政府とNGO

ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二 6

③ 第19回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

2018年度トランスジェンダー生徒交流会夏のキャンプ報告

トランスジェンダー生徒交流会 土肥いつき 11

④ 第19回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

学習サポート教室 DO-YA・体験活動 DO/CO 活動報告

NPO法人クロスベイス 14

Document 2019.8.1～2019.10.31

子どもの人権や教育に関する報道と記録から

20



外国ルーツの子どもが直面する困難を考える

～すべての子どもの学びの権利を保障するために～

国士舘大学教授 鈴木江理子

2019年3月、文部科学省（文科省）は初めて、外国籍の子どもの就学状況の調査を全国1,741の教育委員会に指示し、同年9月、調査結果の速報が公表されたところ、およそ2万人の学齢相当の外国籍の子どもが不就学の可能性があることが明らかになった¹。

義務教育からの排除という困難

外国籍の子どもは義務教育の対象ではない——。この政府解釈が、子どもたちの学習機会を奪っている。

憲法や教育基本法には、外国籍の保護者や子どもの教育に関する言及はないが、日本が締結している社会権規約（1979年6月批准、同年9月発効）や子どもの権利条約（1994年4月批准、同年5月発効）、人種差別撤廃条約（1995年12月加入、翌96年1月発効）では、「初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して（to all）無償のものとする」と規定されている。それにもかかわらず、条約発効後も、「日本における初等及び前期中等教育の目的は、日本国民を社会の構成員に育成すること（to educate the Japanese people to be members of the community）であり、そのような教育を外国人に強制的に受けさせることは適切ではない」²という見解から、外国籍の子どもについては、希望者に対して一条校（学校教育法第一条に定める学校）への入学を認めるという恩恵的措置にとどまっている。その結果、学齢相当にあるにもかかわらず、一条校にも外国人学校にも通っていない不就学の子どもが生み出され、放置されている。

ニューカマー外国人の子どもが増加し始めた1990年代から、NPO関係者や研究者などが不就学の子どもが存在を問題視し訴えてきたことをふまえると、文科省による冒頭の全国調査は、あまりに遅い対応とも言えよう³。この間、すでに多くの子ども・若者が、適切な学習機会に恵まれず、十分な選択肢をもたないまま社会に出て行っているのだ。

調査に先立って、文科省は「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」という通知を全国教育委員会に送り、「就学機会の確保に努める」ことを指示する一方で、外国人の子どもの保護者に対しては「就学義務は課されていない」という解釈を変えていない。

だが、子どもにとっては、「義務」ではなく教育を受ける「権利」であり、学ぶ「権利」ではないだろうか。義務教育の対象である日本人の場合、インターナショナルスクールなどの外国人学校への就学を希望する際には、義務免除や義務猶予が認められている運用に照らせば、前掲の「強制的に受けさせる」という政府の言葉は、責任逃れと言わざるをえない。「権利」の主体としての子どもの立場に立ち、日本人と同様に義務教育の対象としたうえで、外国人学校という選択肢を容認すれば、不就学を防ぎ、学ぶ権利を保障することができるはずである。

● 不十分な日本語ゆえに直面する困難

一方、希望すれば、外国籍の子どもも日本人と同様に一条校に通うことが認められているが、そこでの教育は日本語によるものである。そのため、日本語が十分でない子どもは、学習上の困難に直面することになる。文科省（旧文部省）は、1991 年度から日本語指導が必要な児童生徒に関する調査を行っているが⁴、2018 年度調査では 4 万 485 人と過去最高を記録し、公立小中高等学校等に在籍している外国人児童生徒の 43.5%が、学習活動に参加するうえでの「用具」ともいえるべき日本語が不十分な状況にあることが報告されている⁵。さらに、国際結婚による「ダブル」の子ども（外国ルーツの日本人）⁶の増加等を背景として、日本語に課題を抱える日本人児童生徒も増加傾向にある（2018 年度：1 万 274 人、うち 1,879 人は帰国児童生徒）。

加えて、日本語指導が必要と判断されながらも、8,349 人（20.7%）の外国人児童生徒と 2,629 人（25.6%）の日本人児童生徒は日本語指導を受ける機会に恵まれていない。また、たとえ日本語指導が提供されているとしても、その内容があいさつや物の名前などの日常会話程度にとどまっていたり、指導時間の上限が設定されているなど、在籍する学年にふさわしい学習言語を習得するまでの指導には至っていない場合も少なくない。日本語能力の不足ゆえに授業内容を理解することができず、成績評価も低くなりがちで児童生徒も多いであろう。それでも在籍し続ければ進級し、中学校を卒業することはできるであろうが、問題はその後である。

外国人生徒の高校進学率の統計はないが——統計がとられていないこと自体が問題である——、例えば、学校基本調査における 2015 年度の中学校在籍者数を母数として、3 年後の 2018 年度の高校（全日制・定時制）在籍者数の割合をみると、日本人生徒では 94.7%であるのに対して、外国人生徒では 69.6%と低くなっていることから、外国人生徒の高校進学率が低い、あるいは高校中退率が高いことが推察できるであろう。

公立高校のなかには、外国人生徒⁷に対して特別入学枠や特別な措置——入学試験における時間延長や試験問題のルビふり、辞書持込みなど——といった配慮を導入しているところもあるが、入学枠や措置の内容、配慮の対象となる生徒の条件に地域格差があり⁸、高校進学を希望する外国人生徒を十分に支援するものとはなっていないことは、前述の学校基本調査の分析が示すとおりである。

また、せっかく高校に進学できたとしても、入学後の日本語や教科の支援がない自治体もある⁹。その結果、日本語指導が必要な高校生等（日本人生徒も含む）の 2017 年度の中退率は 9.6%と、全高校生等（特別支援学校の高等部を除く）の 1.3%と比較して高いことが明らかになっている¹⁰。

● 母語・母文化などの「違い」による困難

外国ルーツの子どもにとっての困難は日本語だけではない。

「日本人」を前提とした教育のもと、「同じ」であることが求められがちな学校において、母語や母文化などの「違い」は、時に、彼／彼女らに困難をもたらす。外国ルーツの子どもの受入れが進むなかで、試行錯誤しつつも、さまざまな配慮や取組みを行っている学校がある一方で、いまだ多くの学校では、マジョリティである「日本人」の意識は変わることなく、「違い」は正当に評価されず、「日本人」とは異なる外見や名前、行動様式がいじめの原因となってしまうこともある。残念なことに、「自

死」を選ばざるをえないまで追い込まれてしまった子どももいる。

2017年3月に公表された法務省委託の『外国人住民調査報告書』（以下「外国人調査」）¹¹によれば、子どもの教育に関しての希望や心配ごとに関する質問（複数回答）に対して、「学校で子どもが名前（本名）や国籍などを理由にからかわれたり、いじめにあったりしないか心配である」が30.1%で最も高く、次いで「学校に多文化教育・人権教育の専門職を設置してほしい」（25.4%）、「学校では日本語ばかり使い、母語・母国語が使えなくなっている。母語・母国語を学べる場が欲しい」（21.6%）となっており、外国籍の子どもの教育で課題として挙げられることの多い「日本語が不十分なので、授業についていけないか心配している」（15.0%）の方が低くなっている。日本語能力別で比較してみても、日本語が日常会話程度の人であっても、ほとんどできない人であっても、日本語に対する不安よりも、ルーツを理由とするいじめ等に対する心配の方が高くなっている。この調査結果は、外国籍保護者が、日本社会や日本の学校における同化圧力をどれほど強く感じているかを物語っているともいえよう。

「違い」を肯定的に受けとめることができず、「日本人」と異なる自らのルーツを否定したり隠したりしてしまう外国ルーツの子どもは少なくない。ニューカマーの子どものなかにも、本名ではなく日本名（通称名）を名乗っていたり、ルーツがばれることを恐れて、学校行事を保護者に知らせない子どももいる。

● 家族に起因する困難

外国ルーツの子どものなかには、保護者が日本の学校教育を経験していない者も多い。欠席する時は必ず事前に学校に連絡を入れる。水筒を持って来てくださいと言われたら、お茶か水を入れて持たせる。入学式や卒業式にはスーツなどの正装で、運動会にはカジュアルな服装で出席する――。あるいは、上靴や体育館シューズ、給食袋や体操着、掃除用のぞうきんなどの持ち物――。「日本人」の保護者にとっては当たり前のことが、日本の「学校文化」に親しんでいない外国人にとっては理解できず¹²、その結果、「日本人の親」のようにふるまうことができない自分の親に対して否定的な感情を抱く子どももいる。子ども以上に親の日本語能力が不十分であることも多く、学校からの連絡が正確に伝わらないこともある。

さらに、子どもが日本語を習得していくにしたがって、日本語がわからない親とのコミュニケーションがとれなくなり、学校生活や友人関係、勉強や進路などの悩みを相談できないという課題もある。

加えて、親の就労状況に起因する困難もある。外国人雇用状況の届出¹³によれば、外国人の21.5%が派遣などの間接雇用で働いており（2018年10月末現在）、日本全体の2.4%¹⁴と比較して極めて高くなっている。また、2015年の国勢調査から外国人の完全失業率を算出すると5.4%であり、日本人の4.2%よりも高くなっている。職業別や産業別の状況を国勢調査から分析すると、国籍による分布の偏りがあることも観察された。政策的には専門的・技術的労働者の積極的受入れが目指されているものの、外国人におけるその割合は日本人よりも低く、むしろ生産工程従事者が30.7%と日本人の2倍以上の割合を占めている。つまり、調整弁として利用されやすい不安定な雇用のもとで働き、景気変動によって収入が大きく変化する外国人が少なくないということである。そ

のため、日本語に問題がない子どもであっても、家庭の経済的事情で進学をあきらめたり、中退する子どももいる。

間接雇用ゆえに、生産需給に応じて就労の場が変わり、時に住居を移動せざるをえない場合もあり、当然、子どもも転校を余儀なくされる。日本語をはじめ、学校に「適応」することに困難を抱えている子どものなかには、転校を重ねるなかで学校とのつながりを失ってしまう者もいる。国内移動のみでなく、母国と日本を行き来するするなかで、学習の継続性を保つことができない子どももいる。

● 構成員の変化をふまえた学校教育を

不就学や低い学業成績、低い高校進学率と高い高校中退率、自己肯定意識や自尊感情の低下／喪失――。外国ルーツの子どものなかには、教育上の「失敗」を経験する者が少なくない。その結果、社会で生きていくための十分な資源を獲得することなく、若年で労働市場に参入する若者も多い。当然、就職に際しての彼／彼女らの選択肢は限られたものにならざるをえないことは容易に想像できるであろう。

さらに、18歳未満の外国人の29.8%（2018年末）を占める在留資格「家族滞在」の場合、親の扶養を前提としているために、週28時間までのアルバイトしか認められず、高卒で就職できないという制約もある¹⁵。

労働市場において、日本人と外国人との間に格差が生じていることは前述の通りであり、日本に限らず、国境を越えた労働力移動では、経済的に貧しい国からの移民一世が、受入れ社会の低い階層に参入せざるをえない傾向にあることも事実である。だからこそ、彼／彼女らを孤立させたり、社会の底辺に押しとどめることがないような体制整備が、受入れ国に対しては求められるのである。とりわけ、二世以降が自らの可能性を実現することで、親世代の格差（社会経済的不平等）を克服し、社会経済的に上昇できる環境を整えることは極めて重要である。けれども現実には、「平等化の装置」であるはずの教育が十分に機能せず、格差が再生産されてしまっている。

2019年6月末現在の在留外国人数は282万9,416人と過去最高を記録し、30年前（1988年末：94万1,005人）のおよそ3倍に増加している。ニューカマーの滞在長期化・定住化にともなって、18才未満の外国人も増加傾向にある（2018年末：27万1083人）。日本が直面している深刻な少子高齢化・人口減少を勘案すれば、今後より多くの外国人が日本社会で暮らしていくことになるだろう。さらに、日本国籍取得者（元外国人）¹⁶や「ダブル」の子ども・若者といった外国ルーツの日本人も増加傾向にあり、「国民」そのものが変容している。つまり、日本社会の構成員の国籍、母語、文化などが多様化しているのである。

当然、構成員の変化に応じて、既存の社会システムは見直されるべきであり、教育も同様である。多様な母語・母文化をもつ子どもの存在を前提として、国籍やルーツにかかわらず、一人ひとりの子どもの学びの権利を保障するという視点から、学校教育を再検討する必要があるだろう。

注釈

- 1 文部科学省 2019a 「外国人の子どもの就学状況等調査結果（速報）」
- 2 人種差別撤廃委員会への第 1・2 回日本報告書に対して委員会から出された追加質問への日本政府の回答である。
- 3 文部科学省が 2005 ～ 06 年度に実施した不就学外国人児童生徒支援事業において、不就学状況に関するパイロット調査が行われたが、事業対象地域はたった 13 であった。
- 4 当初は「日本語指導が必要な外国人児童生徒」のみを調査対象としていたが、現在では「日本語指導が必要な日本人児童生徒」も対象に含めている。また、対象とする教育課程も、当初は公立小中学校のみであったが、現在では、公立高校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校も追加されている。なお、1991 年度調査における日本語指導が必要な外国人児童生徒（公立小中学校）は 5463 人で、全外国人児童生徒の 7.8% であった。
- 5 文部科学省 2019b 「『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 30 年度）』の結果について」
- 6 2017 年に日本で出生届が出された子どもの 1.9%（18,134 人）がダブルの子どもであり、統計がとられるようになった 1987 年から累積するとダブルの子どもは、610,344 人に上っている。
- 7 外国ルーツの日本人生徒も配慮の対象に含めている自治体もある。
- 8 外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会 2019 「都道府県立高校における外国人生徒・中国帰国生徒等に対する 2019 年度高校入試の概要」
- 9 前掲の有志の会 2019 の調査では、61 自治体（47 都道府県と 14 政令指定都市・中核都市）のうち、支援があるのは 34 自治体である。
- 10 文科省は、2018 年度の日本語指導が必要な児童生徒に関する調査で、初めて日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況を調査した（文部科学省 2019b）。
- 11 集計ミスがあったため、同年 6 月に訂正版が公表された。
- 12 愛知教育大学外国人児童生徒支援リソースルームは、日本の学校の活動や行事になじみのない外国ルーツの保護者を対象としたガイドブック（『幼稚園・保育園ガイドブック』、『小学校ガイドブック』、『中学校ガイドブック』）を、ポルトガル語・スペイン語・中国語・タガログ語・英語の 5 言語で作成・配布している。
- 13 すべての雇用者に対して、外国人（特別永住者と、「外交」と「公用」の在留資格をもつ外国人を除く）の雇入れ・離職に際して、公共職業安定所を通じて厚生労働大臣に報告することを、罰則をもって義務づける制度である。
- 14 「労働力調査」（2018 年平均）の役員を除く雇用者に占める労働者派遣事業所の派遣社員の割合である。
- 15 学校教員や NPO 関係者、弁護士などの働きかけもあり、2015 年 1 月と 2018 年 2 月に法務省から通知が出され、現在では、小学校 4 年生までに入国し、高校を卒業または卒業見込みで、就職先が決定（内定）している「家族滞在」の子どもに対しては、在留資格「定住者」への、中学校 3 年生までに入国し、同様の状況にある子どもに対しては、在留資格「特定活動」への変更が認められ、就職への道が開かれた。しかしながら、高校で来日した「家族滞在」の子どもの高卒での就職は、いまだ閉ざされている。また、「家族滞在」の場合には、大学に進学しても、貸与型奨学金の対象にならないという課題もある。
- 16 「帰化」による日本国籍取得者は、2018 年までの累計で 55 万 9,789 人である。





子どもの権利条約実施のために 独自の取り組みを続ける台湾政府とNGO

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二

2019年9月9日から13日にかけて台湾を訪れ、台北市を中心に、子どもの権利に関する取り組みを行なっているNGOや研究機関を訪問した。内田塔子・東洋大学准教授が研究代表者である「子どもの権利を基盤とした自治体子ども政策の評価検証に関する実証的研究」の研究協力者として、台湾における子どもの権利条約の実施状況を調査することが目的である。今回の訪台の結果も踏まえ、台湾における取り組みを簡単に報告する。

●子どもの権利条約実施法の制定

国連では中国（中華人民共和国）が「1つの中国」の唯一の代表であるという見解が堅持されているため、台湾（中華民国）として独自に人権条約に加盟することは不可能である。かといって台湾には中国政府の実効的統制が及んでいないため、中国政府から提出された報告書を国連・子どもの権利委員会などの人権条約機関が審査する際にも、台湾の状況について取り上げることは基本的にできない。

このような背景のなか、人権団体等からの働きかけもあって、台湾では近年、国際人権条約を国内法化するための法律を制定するとともに、海外から独立の専門家を招いて条約の実施状況の「審査」を受けるという方式を導入するようになっている。

子どもの権利条約についても、2014年6月4日に子どもの権利条約実施法（兒童權利公約施行法）が公布され、同年11月20日（国連総会における条約採択の記念日）に施行された。同法の概要は次のとおりである。

- 第1条** 1989年の子どもの権利に関する条約（以下「条約」）を実施し、子どもおよび若者の身体的および精神的発達を完成させ、かつ子どもおよび若者の権利の保護および促進を具体化するために、この法律を制定する。
- 第2条** 子どもおよび若者の権利の保護および促進に関する条約の規定は、国内法としての効力を有する。
- 第3条** 条約の規定が適用される法律および行政措置は、条約の趣旨および国際連合子どもの権利委員会による条約の解釈を参照するものとする。
- 第4条**（国・自治体の役割、略）
- 第5条**（調整・協力、略）
- 第6条** 条約に関連する業務を促進するため、行政院は、学識経験者ならびに民間機関および関連する公的機関の代表を招請し、子どもおよび若者の福祉および権利の促進のため

の委員会を設置する。同委員会は、定期的会合の召集、調整、研究、検証および協議を行ない、かつ次の事項を遂行する。(中略)

若者代表、学識経験者ならびに民間機関および関連する公的機関の代表の人数は委員総数の2分の1を下回らないものとし、男女はそれぞれ委員総数の3分の1以上を占めるものとする。(注/当初はこの規定の末尾に「必要なときは若者の代表を招請することができる」という規定が置かれていたが、2019年の改正により現在の規定になった)

第7条 政府は、子どもおよび若者の権利に関する報告制度を設置し、かつ、この法律の施行後2年以内に第1回国家報告書を提出する。その後は、5年ごとに国家報告書を提出するものとする。当該報告書の審査のため、関連の学識経験者および民間機関の代表を招請する。政府は、その意見に基づいてその後の政策の検討および研究を行なう。

第8条 (予算の優先的配分、略)

第9条 (自治体による条例・行政措置等の見直しスケジュール、略)

第10条 (施行、略)

同法の特徴としては、まず、条約の国内実施にあたって国連・子どもの権利委員会による条約解釈を参照することが明記されている点(第3条)を挙げることができよう。実際、台湾政府は、委員会の一般的意見をすべて中文訳して衛生福利部(日本でいう旧厚生省)のサイトに掲載している。

このほか、中央政府だけではなく自治体(各級政府機関)の役割も法律全体に明記されており、自治体における法令・行政措置等の見直しのスケジュールも具体的に定められている点(第9条)も注目される。2019年に入って若者参加の位置づけが強化されたこと(第6条)も重要である。

国際的専門家を招いての独自審査

子どもの権利条約実施法第7条の規定にしたがい、台湾政府は2016年11月に子ども・若者の権利に関する第1回報告書を発表した。その報告書の審査を行なったのは、以下の5名の専門家から構成された国際審査委員会(International Review Committee)である。

- ー委員長：ヤープ・ドゥック氏(オランダ、国連・子どもの権利委員会元委員)
- ージュディス・カープ氏(イスラエル、同)
- ーナイジェル・カントウェル氏(英国/スイス、子どもの保護に関する国際コンサルタント)
- ーローラ・ランディ氏(北アイルランド、クイーンズ大学教授)
- ージョン・トービン氏(オーストラリア、メルボルン大学教授)

審査委員会による審査は、▼台湾政府に対する事前質問事項(List of Issues)の送付(2017年6月)、▼台湾政府からの文書回答の受領(同9月)、▼子どもたちや市民社会組織との会合(同11月20日、非公開)、▼政府代表団との公的対話(同11月21～22日)という、国連・子どもの権利委員会が通常とっている手続に準じる形で実施された。

この過程で、子どもの権利に関する取り組みを行ってきた主要12団体から構成される「台湾子どもの権利条約連盟」(台湾兒童權利公約聯/Taiwan NGOs for CRC)が結成され、審査委員会にNGOレポートを提出している。そこではとくに次の7つの問題が強調された。

1. 子どもに関するあらゆる問題を担当する単一の部局を設置すること。
2. 子どもの権利に関するデータシステムを改善すること。
3. 意見を聴かれる子どもの権利を実施すること。
4. 被害を受けやすい立場に置かれた子ども（障害のある子ども、遠隔地の子ども、所在不明の外国人労働者の子ども）の権利を保護すること。
5. （代替的養護において）親族への措置を優先的に行なうこと。
6. 子どもの健康権を積極的に保護すること。
7. 少年司法制度を全般的に見直すこと。

これとは別に、同連盟の参加団体でもある児童福利連盟文教基金会（Child Welfare League Foundation）は、子ども・若者の意識調査を踏まえたレポートも提出している。子ども・若者が重要な課題として取り上げたのは、▼プライバシー、▼とくに学校における子どもの意見の尊重と適正な処罰、▼学校における安全、▼学校における差別・いじめからの保護、▼試験偏重からの脱却と余暇の保障、▼政策立案のあり方と子ども・若者の社会参加などの問題だった。日本と同様に（あるいは日本以上に）、学校における権利保障のあり方が問題になっていることがわかる。

審査の結果を踏まえた総括所見（結論性意見）は、2017年11月24日に採択されて政府に提示された。英語版（A4）で22ページ、98パラグラフから構成されるこの総括所見も、国連・子どもの権利委員会が採用している形式を踏襲したものである。NGOが取り上げた上記の諸問題もおおむね反映されており、台湾における子どもの権利の状況を概観するうえで有用な文書となっている。

とくに、国連・子どもの権利委員会の所見では学校教育関連の問題が必ずしも十分に上げられない傾向にあるが、審査委員会の所見ではこれらの問題がかなり詳細に取り上げられており、日本の状況を考えるうえでも参考になる。たとえばいじめ問題については次のような具体的対応が促されている（パラ54）。

- (a) 監視および通報のための手続が実効的なものとなることを確保するため、子どもたちと協議しながらこれらの手続を見直すこと。
- (b) いじめが被害者である子どもおよび学校共同体に与える悪影響についての、教員および生徒双方の理解および意識を増進させること。
- (c) 安全な教室づくりのための教員の能力を強化するとともに、被害者および目撃者に対していじめの事案を通報するよう奨励すること。
- (d) 被害者および加害者である子どもならびにいじめの影響を受けている可能性があるその他の子どもを対象として、実効的なカウンセリングおよび修復的実践を行なうこと。

教育に対する権利との関連でも、▼格差の縮小（パラ69・70）、▼就学前教育施設（パラ71～73）、▼遠隔地・農村部への予算配分（パラ74・75）、▼生徒参加（パラ76）、▼カリキュラム指針改革（パラ77）、▼中退した生徒のためのサービス（パラ78）、▼懲戒措置・体罰（パラ79～81）、▼不服申立て機構（パラ82）、▼休息・余暇・遊びに対する権利（パラ83～85）、▼先住民族の子ども教育（パラ86）など、多様な問題について勧告が行なわれた。他の箇所でも、たとえば▼表現の自由（パラ34）、▼プライバシー（パラ37）との関連で学校・教員の対応に関する勧告が行なわれている。

なお、台湾に関する審査委員会の所見は日本語訳して筆者のサイトに掲載しているので、参照されたい。<https://w.atwiki.jp/childrights/pages/322.html>

● 子どもの権利保障に取り組む NGO や研究者

これらの一連のプロセスでは、子どもの権利保障の推進に取り組んできた NGO・研究者・立法院委員（国会議員）が大きな役割を果たした。冒頭で述べたように、9月の訪台で多くの関係者にお会いすることができたので、以下、今回の視察先を訪問順に記す（漢字の団体名では日本でいう旧字体や異体字が用いられている場合もあるが、ここでは現在日本で一般的に用いられている漢字に置き換えた）。

（1）児童福利連盟文教基金会（Child Welfare League Foundation）

「台湾子どもの権利条約連盟」の参加団体のひとつ。前述のとおり、独自審査の過程では共同 NGO レポートとは別に子ども・若者の意識調査を踏まえたレポートも作成・提出している。

（2）東呉大学 張佛泉人權研究センター（Chang Fo-Chuan Center for the Study of Human Rights, Soochow University）

大学院レベルでは台湾で唯一の人権講座を開設している研究機関。独立審査のプロセスに深く関わった林 沛君（Pei-Chun Lin / ペギー・ペイチュン・リン）助理教授のほか、センター長の陳 瑤華（Jau-hwa Chen）教授、『台湾人權學刊』（Taiwan Human Rights Journal）の発刊編集長でもある黃 默（Mab Huang）教授にも同席していただき、台湾における人権条約の実施についてじっくりとお話をうかがった。台湾で人権条約の独自実施が進むようになった背景のひとつには、やはり女性の権利運動の盛り上がりがあった模様である。

（3）台湾展翅協會（ECPAT Taiwan）

エクパット（ECPAT）は主として観光やオンラインにおける子どもの性的搾取・虐待問題に取り組んでいる国際ネットワークだが、エクパット台湾は子どもの権利全般に関しても台湾で主導的役割を果たしている。「台湾子どもの権利条約連盟」の参加団体のひとつ。

（4）中華民国立法院（Legislative Yuan of the Republic of China (Taiwan)）

エクパット台湾で20年間働いた後に立法院委員（国会議員）に転身し、子どもの権利に関する超党派の議員ネットワークを作るなどして活躍する李 麗芬（Li-Feng Lee）委員のほか、同ネットワークの副会長を務める余 宛如（Wan-Ju Yu）委員と呂 孫綾（Sunling Lu）委員（いずれも民進党）から、台湾における立法状況などについてヒアリング。日本でも同様の傾向があるが、台湾でも子どもの権利の分野では女性議員が主導的役割を果たしているという印象である。

（5）財団法人 人本教育文教基金会（Humanistic Education Foundation）

オルタナティブな教育のあり方の模索と実践に取り組む団体。教師による体罰・暴言や理不尽な校則・生徒指導の問題などに関する調査、このような問題に関する相談への対応なども行っており、台湾の学校で生徒の権利に関するさまざまな問題が生じていることを実感できた（視察時には教員等による性暴力が社会的に大きな問題になっていた）。

同会では実態調査等の結果を踏まえて「学生権利保障法草案」をとりまとめており、今後法制化

を提案していくとのことである。学校における子どもの権利保障は日本にとっても大きな課題であり、注目して行きたい。

(6) 台湾少年權益・福利促進連盟 (Taiwan Alliance for Advancement of Youth Rights and Welfare)

就職支援なども含め、若者の権利と福利の増進のために活動している団体。若者の「培力」(ペイリー=エンパワーメント)の必要性が何度も強調されたのが印象的である。さまざまな活動を行なっている3名の若者(18歳/大学4年生/21歳)の話を聴けたのも有益だった。前述した審査委員会の総括所見でも歓迎されているが、台湾では学校カリキュラムに関する審議会(国民教育課程綱要審議会)に高校生の代表が参加するなど、子ども・若者参加の制度的保障という点では日本よりも一歩先を進んだ取り組みが行なわれているという印象である。

(7) 国立台湾大学 中国信託慈善基金会 子ども家庭研究センター (NTU Children and Family Research Center Sponsored by CTBC Charity Foundation)

国立台湾大学のソーシャルワーク学部に設置されている研究機関で、「台湾子どもの権利条約連盟」の参加団体のひとつ。子ども・若者の権利に関わるセミナーを年に4回程度開催するなど、学術的観点から積極的取り組みを行なっている。こちらの研究員とは、バンコクやマニラで開催されてきたアジア太平洋地域の子どもの権利 NGO の会合で何度かお会いしたことがあり、旧交を温める機会にもなった。

台湾で NGO 等が自由に活動できるようになったのは、40 年近く敷かれていた戒厳令が 1987 年 7 月 7 日によりやく解除されて以降のことである。韓国と同様に、子どもの権利をはじめとする人権の分野でも、最近になって民主化を勝ちとった市民社会の躍動性が感じられる。政府のほうにも、市民社会と協力しながらさまざまな問題を解決していこうとする姿勢がうかがえる。何より、自ら国外の専門家を招いて人権条約の実施状況に関する「審査」を受けようとする姿勢は、日本政府にはとうてい期待できそうにない。

これまで述べてきたように、台湾では学校における子どもの人権保障がひとつの大きな論点になっている。台湾で徴兵制が完全に終了して志願制に移行したのはつい最近(2018 年 12 月末)のことであり(4 か月間の訓練義務は引き続き課される)、高校や大学にはまだ「軍訓教官」が配置されていて、生徒の権利侵害をめぐる苦情の対象とされることも少なくない(審査委員会は、総括所見パラ 80 で、軍訓教官の雇用を速やかに漸次廃止するよう勧告している)。他方、児童虐待・ネグレクトも確かに問題にはなっているが、子どもの体罰の全面禁止(現在 58 か国)について話をしてもぴんと来ない顔をする人がほとんどで、それほど緊急の課題としては捉えられていないようである。

多くの NGO が強調したもうひとつの課題は、政府とは独立の立場から人権(子どもの権利を含む)の保障状況を監視し、必要に応じて勧告や提言を行なう国内人権機関を設置する必要性である。どのような機関を設置すべきかについてはさまざまな意見があり、議論がどのような方向に収斂していくかは現状では何とも言えないが、近い将来、何らかの対応がとられる可能性は高い。

台湾政府による次回報告書の提出期限は 2021 年 11 月である。それまでに子ども・若者の権利保障に関してどのような進展が見られるか、引き続き注目していきたい。



2018年度 トランスジェンダー生徒交流会夏のキャンプ報告

トランスジェンダー生徒交流会 土肥いつき

トランスジェンダー生徒交流会について

トランスジェンダー交流会は、関西一円のトランスジェンダーの子どもたちが集まる場として、2006年に活動をはじめました。現在、当事者の子どもたちは約30人、卒業生や保護者や教員や医療関係者などのサポーターをあわせると常時50人程度が集まっています。活動としては、年3回の定例会と年1回の合宿を大阪市内の集会所で開催しています。そして、2015年に新たな活動としてキャンプを企画しました。2015年から2017年までの3年間は、サポーターのひとりが持っている日本海の別荘をお借りして開催していました。

交流会のキャンプを海でしたいと考えたのは理由があります。トランスジェンダーの子どもたちが普段の学校生活でもっとも壁を感じるのは、水泳の授業です。どの水着を着るのか、着替えはどこでおこなうのか、どの性別で扱われるのか。そして、まわりの子どもたちは自分のことをどう見ているのか。水泳の授業にはとても高いハードルがいくつも存在します。そんなトランスジェンダーの子どもたちが、自分の着たい水着を着て、誰の目も気にせずに水遊びができる場を保障したい。それが海のキャンプの持つ意味なのです。

そして、2018年は子どもの人権連の補助金を使って小型バスをレンタルして高知県に行くことにしました。

今年度のキャンプ報告

7月14日の朝、あちこちから大阪のとある駅前に参加者が集まってきました。参加者は小学生から高校生までのトランスジェンダーの子どもたちです。30人乗りの小型バスは子どもたちと保護者で満席になりました。さらに、サポーターの人たちが自家用車で荷物を運んでくれました。今回、一番遠方からの参加者は北関東在住の家族でした。これはとりもなおさず、このような活動がトランスジェンダー生徒交流会でしかないと



ないことを示しています。

夏休み前の三連休ということもあり、本州側の道は少々混んでいましたが、明石大橋を過ぎたあたりから道はすきはじめました。直前の台風で高知自動車道の橋が落ち、どうなるかと思いましたが、そのまますいすいとバスは走り、高知県の土佐佐賀にある横浜という場所に到着しました。迎えてくださったのはNPO 法人はらからの女性のみなさんです。が、目の前に広がっているのは太平洋。子どもたちはあいさつもそこそこに、それぞれお気に入りの水着に着替えて海水浴です。到着したのが3時過ぎということで、泳げる時間はそんなにありません。その短い時間を子どもたちは精一杯楽しみました。

もしかしたら、単に子どもたちが泳いでいるだけにしか見えないう風景ですが、子どもたちは本当にこの瞬間を心待ちにしています。そして、この時間がどれほどまでに大切なひとときであるかは、あとで掲載する子どもの感想文を読んでいただければわかっていただけるかと思います。

海水浴のあとは、NPO 法人はらからの女性が「差し入れ!」と持ってきてくださった鰹で、鰹のたたきづくりです。まずは、地元の方の指導のもと、鰹の解体です。

包丁を握っているのは、小学3年生のトランスガール（出生時に割り当てられた性別が男性で、自らを女性と感じている子ども）です。鰹をさばいたら、藁で焼きます。晩ごはんは、こうやって自分たちでつくった新鮮な鰹のたたきと焼肉です。

その後、NPO 法人はらからの方の案内で夜の町の探検です。横浜という町は海拔0mの町です。津波が来ると町全体が飲み込まれてしまいます。そのため、日本でもトップクラスの高さを持つ津波タワーが建設されました。そこにあがらせてもらって、夜景を楽しみました。その後、もうひとつのお待ちかねの花火の時間です。こうやって、思いっきり外で遊んだあとは、「なかま」といっしょのおしゃべりタイムです。ふだんできないほど遅くまで夜更かしをして、たわいもないおしゃべりをするのも、トランスジェンダー生徒交流会ではとても大切にしていることです。

そんな中で、たまにはケンカも起こります。今回も激しいケンカが起こりましたが、たくさんのサポーターの人々が、それぞれに役割分担をしながらケンカをおさめてくれました。もちろん、ケンカはしないにこしたことはありません。しかし、主張や利害のぶつかり合いが起こる経験や、その中で調



整をしていく経験もまた必要です。そして、キャンプのように長い時間を同じ空間で過ごすことで、そうした経験を積むことが可能となると考えています。

こうやって、長い夜を楽しんだ翌日、参加者たちはバスの中で泥のように眠って、無事大阪に帰り着きました。

参加者の感想

小学校4年生のトランスガールTさんの感想

今回は、すてきな体験をさせていただき、ありがとうございました。今回の体験で、最も心に残ったことは海で泳げたことです。理由は、今までは更衣室などのけんで、海にプールにも行けなかったけれど、この体験で海を泳げたので、とてもうれしかったです。感想は、海は美しく、海水は冷たくて気持ちよかったです。少し深くなったらいっきに冷たくなっておもしろかったです。塩水を飲み込んだ時はとても辛かったです。波がひいたら波に引きずられ、波が寄せると砂浜におしこまれたのもおもしろかったです。

夜、みんなで花火をしました。せんこう花火は自分でできて、うれしかったし、美しかったです。打ち上げ花火は空中でドカンと花のようにひかってとてもきれいでした。その後夜おそくまでみんなでウノをしたりして遊んでいました。初めて夜おそくまで起きたので楽しかったです。朝になって、朝日を見ました。きれいでした。性別のことを気にしない仲間とすごせて楽しかったです。また来年も行きたいです。

Tさんの母親の感想

この度は、合宿に参加させていただき、ありがとうございました。初めて参加したのですが、交流会で海ということで、今まで着させてあげられなかった女兒用の水着と一緒に買いに行くところから、合宿の楽しみが始まっていました。

当日は、着替えて苦労することなく、お友達同士で着替え、初めての海ではしゃぐ姿が見られました。普段は周囲や父親の目があるため、女子の格好で遊べることがないのでかわいそうな思いをさせていますが、交流会では着たい服を着て、本来の自分らしさを出せるようで、楽しそうな我が子の顔が見られて、親としてうれしかったです。

弟も一緒に参加させていただいたのですが、当事者の人たちと一緒に遊んだりお世話をしてもらったりして、当事者の人も他の人が何も変わらないということに気づいたかどうかはわかりませんが、何かを感じたと思います。

私も他の保護者の方とお話する機会ができ、知らないことを教えていただいたり、悩みを聞いていただけたりと、合宿で時間もたっぷりある中だからこそやられたことがあったと思います。

現地の方にも歓迎していただけて、偏見ばかりの世の中でもないんだなあと感じました。子どもだけでなく、親にとっても楽しく有意義な時間を過ごすことができました。ありがとうございました。



第19回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

学習サポート教室DO-YA・ 体験活動DO/CO活動報告

NPO 法人クロスベイス

1 はじめに

クロスベイスは「差別と貧困をなくしともに生きる社会をつくる」ことをビジョンに掲げ、2017年4月に大阪市生野区にある大阪生野コリアタウン（御幸通商店街）内に事務所を開設し、活動を始めた。主な活動として①国籍の違いや親の経済力などの家庭環境が子どもの教育格差につながるように学習サポート教室を運営すること、②多様な人との出会いや学びを体験する場をつくること、③「差別と貧困」を許さない活力ある寛容な地域まちづくりに取り組んでいる。

2 活動の背景

<多文化化が進む大阪市生野区>

大阪生野コリアタウンは、日本の朝鮮植民地支配という歴史的な経緯を背景に、戦後多くの在日朝鮮人が同商店街に店舗を構えることで発展してきた。1980年代後半から90年代にかけて衰退の危機を迎えたが、コリア風の門や街灯の設置などの環境整備に向けた努力と、その後の爆発的な「韓流ブーム」の到来により状況は一変した。今では、大阪でも有数の集客力を誇る個性的な商店街として日々活況を呈している。

一方で商店街周辺をはじめ生野区全体では、多国籍化・多民族化、子どもの貧困化、超少子高齢化などの深刻な社会課題に直面している。同区の外国籍住民数は約2万8千人に上り、その人口比率は20%を越えて全国の都市部の自治体で第1位だ。同区は60か国の外国人が定住する多国籍・多民族のまちへと大きく変わろうとしている。

<「課題先進エリア」のまち>

格差社会と子どもの貧困問題が社会的な関心を集める中、同区の経済的な困窮家庭の子どもに支給される就学援助率は34.6%（2016年）であり、全国平均の2倍以上に上る。また、数年後には西部地域にある12の小学校が4校に縮小再編されることがすでに決まっており、再編時期と学校跡地活用などについて協議が本格化している。急速な少子化と空き家の増大（同区の5軒に1軒以上）による地域コミュニティの空洞化が懸念されている。生野区は、近未来の日本社会が抱える社会課題が凝縮されている「課題先進エリア」と言える。

3 活動の内容 (2018 年 4 月～2019 年 3 月末)

○学習サポート教室 DO-YA 活動実績

のべ実施日数(日)	152 回
受講生数	25 名 小学生 9 名・中学生 16 名
ルーツ	6 つの国・地域

○体験活動事業 DO/CO 活動実績

実施回数	8 回
のべ参加者数	204 名

<学習サポート教室 DO-YA (どおや) の運営>

2017 年 8 月から貧困家庭や多文化家庭の子どもたち(小 4 年生～中学 3 年生)の学力や進学などの教育格差の是正をめざして活動している。自己肯定感を育みながら将来地域コミュニティの担い手にも成長して欲しいと考えている。毎週水曜日と木曜日の 2 回、予習中心の個別指導学習による学習サポート活動とともに対話・相談活動も並行しながら実施している。

2018 年 4 月の時点で DO-YA の受講者数は 5 名であったが、2019 年 3 月現在、25 名の小中学生が参加している。日本、韓国、ベトナム、中国、ネパール、スリランカの 6 カ国にルーツを持つ子どもたちで、不登校の子どもも 4 名参加している。文化的背景、日本語能力や母語、そして学力や経済格差の違いなど実に多様な子どもたちが集まっている。以下は教科学習後の対話・相談活動「雑談」に関わる講師によるレポートだ。



■学習サポート教室 DO-YA の現住所～「雑談」編

クロスベースの中学生を対象にした学習サポート教室 DO-YA では、教科学習が終わった後に、講師と子どもとの間で原則 1 対 1 の「雑談」の時間がある。「じゃあ、今から雑談の時間やで～」って感じ。最近は、意図的に 1 対 2, 3 人にする場合もある。学校での進路をめぐる生徒「面談」という雰囲気でもないし、日常生活の他愛ないできごとの情報交換という「会話」でもないし、互いの価値観をすり合わせる「対話」とも違う。どれもが適当に混ざり合った「雑談」なのだ。基本は伴走すること、励ますことだ。

ある中学2年生との「雑談」の様子。彼女は明るく何事にも前向きだ。でも学校の成績はよくない。DO - YA にきてから何か月か経ってから、講師ミーティングで、彼女は「文章が読めない」「意味が分からない」という結論になった。計算問題は、それなりにできるが文章問題はからっきしできない。国語も社会も大の苦手。「教科書を読めない子どもたち」の典型的なひとり。試行錯誤の一環で、昨秋から「雑談」の時間に簡単な新聞の社説と一緒に読み始めた。

まずは音読をしてもらう。分からない漢字や語彙を説明する。1行、1段落ずつ、何が書いてあるか、その意味をイメージするために「雑談」を交わす。なかなか前に進まない。最初に読んだ社説では、読めなかった漢字が20以上あった。その漢字は宿題として、次週までに辞書で調べてノートに書き写してくる。確認小テストを行う。彼女は、そんな地道なことを黙々と続けている。それになにより「雑談」に慣れてきたことが大きい。

年末の冬休み前に、ダメもとでこんな提案をしてみた。新書の「友だち幻想 人と人とのつながり」を考える（菅野仁著）を取り出し、「〇〇、冬休みにこの本読んでみる？できなくてもいいよ。挫折してもいいし。どうする？」。クロスベイスでは子どもを呼ぶときは、事前にどう呼ばれたいかを聞くことにしている。〇〇は下の名前だ（結果、ほとんど名前を呼んでいる）。「自分のことは自分で決めること」の経験を重ねることが、自尊感情を育むうえでとても重要だと考えているからだ。講師たちは小さなことでも、できるだけ子どもたちに選択させる機会をつくるようにしている。

彼女は、この提案にいとも簡単に「うん、やってみる」と応えた。内心ラッキーと思いつつ、すかさず付箋を手渡し、①印象に残った箇所を3つ抜きだして書くこと、②違和感や反論がある箇所を3つ抜きだして、その理由も書くこと、③500字程度の書評を書くこと、の課題を出してみた。休み明けのはじめての「雑談」の時間までに彼女は渡した本の半分を読み終え、次の週までに157ページを読了した。本には付箋がたくさん貼ってあり、課題の欄にも彼女なりの文章で埋められていた。

聞くと休み明けの1週間は学校の休み時間も使って読んだとのこと。正直驚き、感動した。一つの社説を読み切るのにも3回に分けてやっとできるかどうかだったのに。今回の読破も泥縄式だったかもしれない。もちろん彼女にとっては生まれて初めての経験だった。

「〇〇、あの本読み切ったん？すごいなあ！えっ～課題も書いてきた？」

「学校は宿題多すぎ！休み中に半分しか読めなかった。残りは学校の休み時間も使って読んだよ」

「〇〇が学校の休憩中に本を読んでたら、周りの友だちからへんに思われたやろ？」

「何人かから、どうしたんって言われたけど。そんなん〇〇は気にせーへんねん」

「そうやなあ、12月に体験活動で立命館大学にいったやんか？その時にいろんな場所で大学生が一人でも勉強していたやん。ああいう姿がカッコエエよなあ」

「で、書評って何なん？本を人に紹介する文章やろ。でも難しいわ」

そう言いながら、「いっぺん書いてみてや」という目線を送ってきたので、「ええよ、来週までに私が書いてきて話しようか」となった。こんなときは、相手が中学2年生でも手加減しない。全力で書いてみる。以下はその書評の最終箇所。

「本書は単なる人間関係にまつわるハウツー本ではない。その秀逸さは、人が自分自身の自由を発展させていくためにも、他者の自由と折り合いをつけていくための『ルール関係』の構築が不可欠であるという、いわば共存・共生の普遍的な原理から考察されているところにある。読者は本書を通じて『友だち幻想』から抜け出る大きなヒントを得るだろう。」

先日は、この箇所について「雑談」を交わした。中学2年生と「自由の相互承認の原理」について「雑談」したことになる。面白い。この日、ある理由から車いすでくることがになった、一緒に勉強をしている友だちが帰宅する際に、彼女は自分から名乗り出て送っていくことになった。自分の家の反対方向にもかかわらず。

風が吹きささぶ寂しい夜の商店街の中を、車いすを押していく彼女の後姿を見ながら、心が温かくなった。彼女の夢は保育士になること。きっと心優しい保育士になるにちがいない。それまで限られた時間だが、しっかりとサポートしていきたい。

<体験活動 DO/CO（どこ）の実施>

厳しい家庭環境にある子どもたちが「広い世界、異なる他者、未知なる自分」を発見し、自分の将来を考えるきっかけを提供することを目的に行われている。ロールモデルとなるような人との出会いや、できるだけ子どもが主体となるような内容・運営を心掛けた。2018年度の同活動の実施実績は以下の表の通り。

実施日	活動名	参加者数
2018/5/26	出会って、知ろう ベトナムのこと、日本のこと。1	15
2018/6/30	出会って、知ろう、ベトナムのこと、日本のこと。2	39
2018/7/22	クロスベイス夏のこどもキャンプ18 ネイチャーツアーとカップヌードル！？	30
2018/10/27	まちの農園 de 多文化！ in 松野農園	23
2018/12/1	大学キャンパスツアー！@立命館大学・ 大阪いばらきキャンパス	24
2019/1/19	こえとことばで自由に表現！	11
2019/2/16	まるごと英語！ English Café for Children 第1弾	18
2019/3/23	まるごと英語！ English Café for Children 第2弾	44
計	8回	204



「こえとことばで自由に表現!」での
詩のワークショップの様子



夏のキャンプ、自分たちで作ったカ
レーを食べる



「まるごと英語!第2弾」英語でア
メリカからの留学生の故郷について
学ぶ

■体験活動 DO/CO の活動事例

第14回体験活動 DO/CO『こえとことばで自由に表現!』が、2019年1月19日(土)に開催された。これまでの体験活動に参加した子どもを中心に大人を含めて11名が参加。これまでの体験活動ではもっとも少ない参加人数だったが、とても濃い2時間になった。今回は、じぶんの言葉を、「詩」という形にしてみるワークショップ。講師に小泉朝未さん(大阪大学大学院臨床哲学研究室)を迎えて、互いに詩をつくり、聞きあう時間を過ごした。

まず講師の小泉さんが、自己紹介をしながら、自分の名前について言葉を紡ぐ。普通に話しているようでもあり詩のようでもある。不思議な自己紹介を終えて一言、「これも詩なんですね」。話し言葉がそのまま詩になるような言葉に、子どもたちは興味深そうに聞き入った。詩は難しそう、という気持ちが少し和らぐ。

考えるよりもまず作ってみる!谷川俊太郎作「このへん」を子どもたちで朗読したあと、その詩のかたちを借りて、自分たちで詩をつくってみた。もちろん一緒にいる大人も参加する。面白かったのは、詩を作る前に行う「言葉をためていく」作業。みんなで言葉をどんどん出していき、それをホワイトボードに残します。たとえば「よく行くところは?」という質問に、それぞれがどんどん答え、それが共有され使える言葉として残されていく。「たばこやのおっちゃんのところ」、「古本市場」、「家のちかく」……。たくさんの言葉が、自由な組み合わせで使えるようになっていく。出来上がったら、自分の詩をみんなに朗読して聞いてもらう。どの詩も本当に面白く、自然とみんな聞き入ってしまった。お互いの言葉をリスペクトする空間が自然と生まれていく。

最初から勢いよく書く人もいますが、不安そうにして筆が止まってしまう人も。小泉さんが、正解も間違いもないよ、思いついたことをまず書くのが楽しむコツ、と声をかける。3つ目の詩を創るころには自分からどんどんと言葉を書きつけていた。むしろ大人の方が苦戦していた。以下は子どもの創った詩のうちのひとつ。

いつてみたいな うそのないくに

そのくにでは

みんな思ったことをすぐ口に出す。他人にうそをつかないし、自分にもうそをつかない。
けどそのせいで心がきずつく。

わたしはその国で、うそを教えたい、うそでその人達に人間として成り立たせてあげたい
いつてみたいな うそのないくに

面白い大人に「出会うこと」、互いに異なる他者を尊重して「知ること」、多様な形で自分を「表現すること」。クロスベイスで大切にしたいことが、いっぱい詰まった2時間になりました。

〈子どもたちの感想〉

- ・「今日は、とても楽しかったです。こせいのな人がいっぱい、おもしろくて、ヤンキーの詩を書くのも楽しくなります。」
- ・「こんなに詩が楽しいとは思いませんでした、詩が楽しいことを教えてくれてありがとうございます。」
- ・「自分の意見や考えを人に話す機会を与えてくれて感謝します。」
- ・「自分の思いを伝えれたのが楽しい。」

4 課題と展望

学習サポート教室については、開設以降1年半の経験を通じて、運営体制のノウハウを蓄積することができた。現在の生野区西部地域にある生野コリタウン教室に加えて、2019年度は児童養護施設と協力しながら、同区の東部地域において拠点の新設する計画だ。

体験活動については企画・運営・総括の過程において、より子どもたちが主体になる取り組みにすることを共通目標にしたいと考えている。それを前提としながら、子どもの学びのモチベーションの向上をめざして、体験活動の方法を①探求・表現型、②イベント型、③知識吸収型の3つに分ける方向で改善していく。



子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2019/8/1 【朝日新聞】

英語、発信力も基礎も不足 中3学力調査

全国学力調査で中学3年生を対象に初めて実施された英語の結果が31日に公表され、「聞く・読む」に比べ「書く・話す」に課題が表れた。専門家は「発信力を上げる必要がある」と指摘するが、文法問題でつまづいている生徒もあり、「まずは基礎を身につけることが大切」という声も上がった東京都の区立中学校で英語を教える50代の教員は調査結果を受け、「日常で使える英語が身につけていない」と感じた。「聞く・読む・書く・話す」の4技能をバランス良く伸ばすことを重視する文部科学省は今回、パソコンを活用して「話す」のテストも実施したが、平均正答率は4技能で最も低い30・8%（参考値）。先生と生徒のやりとりをふまえ、即興で質問する問題は、10・5%にとどまった。この教員は「子どもたちは普段、『あの人、イケてる』とか『彼氏は、彼女は』という会話をしている。もっと身近で使いたくなる英語を授業で教えるようになるといい」と語る。一方、「話す」のテストで、将来の夢を30秒で語る問題は正答率が45・8%と高く、無解答も少なかった。小学校の外国語活動の教材で習っている内容でもあり、文科省は「言語活動の積み重ねの成果」とみる。東京都の中学校英語教育研究会副会長の横山達也教諭（東京都八王子市立第六中学校）は調査の出題を通じて「自分の言いたいことを、話したり書いたりする『発信力』を育ててほしいというメッセージを感じた」という。「自分の考えを発信するにはさらに時間が必要。コミュニケーション活動のなかで繰り返すことが重要だ」と話す。大学入試でも「4技能」を測るための改革が進められている。導入の議論にかかわった吉田研作・上智大言語教育研究センター長は「全体的に発信型の問題の正答率が低く、課題がある。発信を意識した授業が必要だ」と分析す

る。「発信の前に、基礎の定着が必要」という意見もある。福井県の公立小中学校で英語を教えてきた江澤隆輔教諭は「中1で習う内容が出来ていないことに衝撃を受けた」と語る。「書く」のテストでは、ある女性の出身地を聞く問題の正答率が54・3%だったのに対し、現在住んでいる場所を聞く問題は33・8%。後者は「She lives in Rome」などと書く必要がある。「lives」の最後の「s」は「三人称単数現在時制（三単現）のs」と呼ばれる英語の基本だが、誤答が多かった。江澤教諭は「まずは基礎基本を身に着けないと、『何でもいからしゃべる』という活動では力がつかない」と指摘する。英語教育に詳しい鳥飼玖美子・立教大名誉教授は、「簡単な接続詞を間違えるなど、文章を論理的にとらえる基礎的な力に課題がある」と言う。「基礎力を問う出題がもっと必要で、次回に向けて出題のあり方も再検討すべきだ」と求める。文部科学省によると、英語の「話す」は約1万校が対象だったが、パソコン環境が不十分などの理由で、499校（対象生徒5万3462人）が参加しなかった。このうち、当日のトラブルで実施できなかったのは12校（同1195人）だった。また、調査は実施したものの、録音データが欠損するなどの理由で文科省側が採点できなかった学校は1658校（同1万5298人）に上った。文科省は、調査のやり方に問題がなかったかどうか、9月末までに検証するという。英語の「聞く・読む・書く」の全国の公立中の平均正答率は56・0%で、地域間に大きなばらつきはなかった。ただ、文科省は「授業改善を進めている地域では平均正答率が高い傾向にある」とみている。平均正答率が約62%で全国トップだったさいたま市は「グローバル人材の育成」を目指し、小1から中3まで一貫したカリキュラムを2016年度から設けた。中学での英語の授業時数も、国の基準より年間17コマ多い。市教委の担当者は「取り組みが生徒に有効に伝わっている

のでは」と語る。東京都（平均正答率59%）や神奈川県（同58%）、横浜市（同60%）なども正答率が高かった。文科省の担当者は「授業改善に加え、授業以外で英語に触れる機会が多いことも理由の一つではないか」と語り、外国人や英会話教室の多さなども影響している可能性を指摘する。東京都教委では、英語を少人数で習熟度別に指導するガイドラインを14年度に作り、実践している。

■ 2019/8/5 【朝日新聞】

教員穴埋め、非正規頼み限界 特別支援学級増、産休も育休も増

全国の公立小中学校で1200件以上、教員の「未配置」が起きていることが明らかになった。理由として教育委員会が挙げるのは、特別支援学級の増加や、学校現場の若返りとともに産休・育休を取る教員が増えたことなどだ。一方、空いたポジションに就いてもらうための非正規教員のなり手が減っていることも、追い打ちをかけている。専門家は、「非正規教員に頼ってきた政策の問題が出ている」と指摘する。「教育委員会も学校も、とにかく見つけようとしているが、探しても人がいない」。小中学校で教員の未配置が100件を超え、全国で最も多かった熊本県の担当者は話す。要因として挙げるのは、特別支援学級が県内（熊本市を除く）で昨年度の911学級から976学級へと65増えたことだ。「特別支援教育を受けさせたいと要望する保護者が増えている。それを受けて学級を作ると、担任として教員を配置しなければならず、人数が足りなくなる」という。結果的に、少人数指導などにあてる予定だった教員を回して対応している。特別支援学級は通常学級と異なり、希望する児童生徒が1人でもいると開設を決める市町村教委が増えている。だが、子どもが特別支援学級に入るのかが決まらなかったり、転出入したりするため、学級数が確定するのは学年が始まる直前になる場合がある。非正規教員が必要となったり、未配置が生じたりする理由として、特別支援学級の増加を挙げる教委は他にも多い。92件の未配置を抱える愛知県は今年度、小中学校の特別支援学級が5年前より3割以上増えた。82件の神奈川

県、44件の福岡県を含め、調査対象の72教委のうち55教委が朝日新聞の調査に「よくあてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と答えた。神奈川県や愛知県は、産休・育休を取る教員が増えていることも調査に「よくあてはまる」と回答した。この理由が「よくあてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と答えたのは計54教委だった。現在は、第2次ベビーブームに対応するために大量採用されたベテラン教員が定年を迎えており、各地で新たに採用する教員が増加している。この分、若手が増え、出産期を迎える教員が多い。文部科学省によると、2014年度に育休をとった教員は3万7052人いたが、17年度は4万2762人に増えた。配置されるはずの教員が来ない学校では、他の教員がフォローを迫られたり、子どもにしわ寄せがいたりしている。東北地方の小学校では、6月から産休をとった特別支援学級の担任の代わりが来ず、担任を持っていない教務主任が受け持った。担任の仕事を終えてから学校の計画づくりや時間割調整などに取りかかるため、1学期は夜9時過ぎまで職員室にいる日々が続いた。産休の代わりの講師が来るめどはまだ立っていない。東日本の小学校では昨年、3人の学級担任が相次いで産休・育休に入った。1人目、3人目は代わりの講師が配置されず、教務主任と少人数指導の教員がそれぞれ、担任になった。今年も4月から1人が早めに産休に入った。講師が手配され、担任発表には間に合ったが、夏以降にさらに2人が休みに入る予定だ。「前もって分かっているのに準備がしやすいはずなのに、講師が配置されない」とこの学校の教員は話す。西日本の30代の講師は昨秋、ある中学校から「国語の先生がやめて人がいない」と頼まれた。中学・高校の体育などの免許しか持っていないが、「教委が臨時免許を出す。現代文の文法だけ教えてくれればいい」と言われた。授業では副教材の問題を生徒にひたすら解かせ、指導書を片手に内容を説明したが、生徒の質問に答えられない場面もあった。「自分もしんどかったが、専門でない教師に当たった子どもたちがかわいそう。パズルの穴を、合わないピースでともかく埋めている状態だ」と明か

す。未配置が増える背景には、非正規教員のなり手が減っているという事情もある。朝日新聞の調査で、各教委は非正規教員の確保が難しい理由として（１）講師名簿の登録希望者が減った（７６％）（２）採用候補者が他県や私学などに就職した（５１％）（３）採用候補者が教員以外の職に就職した（４０％）などと答えた。文科省の担当者は、ここでも教員の大量採用が影響しているとみる。「採用試験に合格して正規教員になりやすくなり、試験に受からずに講師となる層が薄くなっている」という。文科省が対策として考えているのは、定年退職した教員が講師になるのを容易にすることや、社会人らに教員になってもらうことだ。１月には、教員免許の更新講習を受けなかった人でも講師になれるよう、都道府県が臨時免許状を出しやすくする通知を出した。今後、教員免許を持つ社会人が教師になりやすいプログラムなどを中央教育審議会で検討してもらうという。

■ 2019/8/9 【朝日新聞】

こども園園児急増 前年度比＋９万人 幼保連携型施設への移行進む

幼保連携型認定こども園の園児が急増し、幼稚園の園児と比べて約６割の人数に達したことが８日、文部科学省の学校基本調査（速報値）で分かった。同省幼児教育課の担当者は「女性の就業率が上がっていく中で保育のニーズが高まり、幼稚園からこども園に移行する施設が増えている」と見ている。幼稚園と保育園の双方の機能を持つこども園は、２００６年度にできた。１５年度は幼保連携型が１９４３園あり、約２８万１千人（５月１日現在、以下同）が通っていたが、この年に国が「子ども・子育て支援新制度」を設けて運営費支援を増額してから急増し、１９年度は５２７６園・約６９万５千人（前年度比７５５園・約９万１千人増）となった。対照的に、１５年度は１万１６７４園に約１４０万２千人が通っていた幼稚園は減少が続き、１９年度は１万６９園・約１１４万６千人（同４０５園・６万２千人減）だった。認定こども園は他にも、「幼稚園型」「保

育園型」「地方裁量型」がある。学校基本調査では「幼稚園型」は幼稚園に含まれ、ほか二つは調査対象外だ。調査ではこのほか、大学進学率が５３・７％、専門学校などを含めた高等教育機関への進学率が８２・６％、大学の学部生に占める女性の割合が４５・４％で、いずれも過去最高だった。また、小学生は約６３６万９千人、中学生は約３２１万８千人で、ともに過去最少を更新した。

■ 2019/8/29 【朝日新聞】

子ども狙う、自画撮り要求 被害過去最多、 脅され性犯罪も

インターネットを使った犯罪に巻き込まれる１８歳未満の子どもが後を絶たない。中でも深刻なのが、わいせつな写真を送信させられる「自画撮り」の被害だ。警察庁によると、昨年は警察が把握しただけで５４１人の被害者がいた。統計を取り始めた２０１２年以降で最も多く、小学生が４５人と前年より１６人増えた。警察庁によると、自画撮りの被害は右肩上がりが増えており、昨年は５年前の２倍だった。被害者は高校生（２４７人）と中学生（２３９人）で全体の９割近くを占めたが、小学生も大幅に増え、過去最多になった。主な手口はまず、ツイッターなどのＳＮＳやオンラインゲームで子どもの書き込みに同世代を装う大人からメッセージが届く。ペットの写真を褒めるなどたわいもない内容が多い。交流はその後、当事者だけがやり取りを読めるダイレクトメッセージや通話アプリに移り、子どもは友人の不満、容姿の悩み、学校名を聞き出される。無関係の人物の写真が届き、「私の顔だよ。君も顔写真を見せてよ」と求められる。相手が豹変（ひょうへん）するのは個人情報を得てからだ。「友達の悪口を言っていたとばらす」「写真や名前をばらまく」と脅され、下着姿や裸の写真を要求される。街中に呼び出されてわいせつ行為をされるケースもある。また、同世代を装う相手から、「下着を見せ合おう」などと誘われる手口も少なくない。警察庁は、家庭や学校でスマホやインターネットの安全な使い方を教えるよう呼びかけている。

■ 2019/8/30 【朝日新聞】

不登校、文科省が本人調査 来年度

文部科学省は来年度、不登校になった子どもの理由や家庭環境、支援のニーズなどを詳しく把握するため、本人への実態調査をする。フリースクールに通う交通費などを支援するほか、関係機関の情報交換を円滑にする「調整役」を各都道府県教委などに配置。不登校の小中学生が過去最多の14万人超と増えていることを受け、29日に公表した来年度予算の概算要求で約2億円を盛り込んだ。文科省が毎年実施している「問題行動・不登校調査」では、支援のニーズに関する質問項目がない。また、2017年度調査の不登校の理由は「家庭状況」(36.5%)、「友人関係」(26.0%)が多いが、「いじめ」は0.5%だった。一方、同年度のいじめの認知件数は約41万件と過去最多に上り、「この調査の不登校の理由が実態とずれている」との指摘があった。こうしたことから、中学校を中心に数千人規模の子どもを抽出したうえで、民間のシンクタンクに依頼して調査し、今後の適切な対策につなげる狙いだ。また経済的に恵まれない不登校生が、公的な支援の少ない民間のフリースクールや教育支援センターで学ぶ場合、交通費などを都道府県などが支援する場合、3分の1を国が補助する。さらに、こうした機関と全国の教育委員会や学校などの連携が図れていない現状を改善するため、各都道府県教委などへ調整役となる人材を配置する。

■ 2019/9/2 【朝日新聞】

ブラック校則反対、6万人の署名提出

理不尽な学校の決まりが子どもを傷つけているとして、「ブラック校則をなくそう! プロジェクト」のメンバーが8月23日、活動に賛同する約6万人の署名と改善を求める提言書を、柴山昌彦文部科学相に提出した。提言書では、地毛の茶髪を黒染めさせたり、下着の色を指定したりするなど、一部の校則に絞った実態調査の実施や、適切な運用を学校側に求める通知を出すよう訴えた。プロジェクトは子どもの学習支援をしているNPO法人

「キッズドア」の渡辺由美子理事長らが発起人となって誕生。ブラック校則を主に「合理的な説明がなく、子どもの心身に一定の被害をもたらされる校則」と定義。2017年末から、ネットを中心に呼びかけ、子どもたちの声を集めてきた。これまでに約300の事例が寄せられ、毛髪や服装についての校則が多かったという。スーパーバイザーを務める、NPO法人「ストップいじめ! ナビ」代表で評論家の荻上チキさんは署名提出後の会見で、「ここ30年で校則は強化されている」と指摘。教員が多忙化している中で一律に管理できる校則が活用されていることなどを背景に挙げ、「社会に出たら理不尽なものでも耐えなければいけない」との声があるが、本来の教育理念から離れている」と改善を求めた。柴山昌彦文部科学相は24日、自身のツイッターで「真摯(しんし)に対応します」と投稿している。校則をめぐるのは17年、大阪府立高校の女子生徒が、地毛の茶髪を黒染めするよう指導されて不登校になったとして、損害賠償を求めて府を提訴している。同年の朝日新聞の調査では、東京都立高校の約6割が、髪の色を染めたり、パーマをかけたりしていないことを確認するため、「地毛証明書」の提出を求めていることも明らかになった。

■ 2019/9/7 【朝日新聞】

待機児童、最少と言われても

1万6772人、「ゼロ」達成見通せず

認可保育施設に入れない待機児童は、今年4月1日時点で1万6772人になったと厚生労働省が6日発表した。前年同期より3123人少なく、2年連続の減少。これまで最少だった2007年の1万7926人を下回った。ただ、都市部などでは依然厳しい状況が続いており、20年度末の「ゼロ」達成は見通せない。認可保育施設の利用申込者は7万2千人増えて278万4千人となったが、定員も8万8千人増えて288万8千人になった。企業主導型保育所など、一部の認可外施設も加えた「保育の受け皿」全体の定員は、11万2千人増えて305万6千人となった。厚労省は、これらの認可外施設

に通う子どもは待機児童にカウントしていない。「隠れ待機児童」にあたる存在で、こちらは9千人増えて8万人になった。政府は待機児童の解消を最重要課題と位置づけ、当初は17年度末までのゼロを目指したが達成できず、20年度末に先送りした。再び達成できない事態を避けるため、「受け皿」の整備を進める。厚労省は、子育て世代が多い新興住宅地での対策強化など地域の特性に応じた取り組みや、処遇改善などによる保育士確保に力を入れる方針。

■ 2019/9/16 【朝日新聞】

医療的ケア児、 「付き添いなし」でも受け入れ進む

保育園や学校に行きたくても行けない子どもがいる。チューブから栄養をとったり、たんを吸引したりといった医療的ケアを日常的に必要とする「医療的ケア児」。これまで求められた保護者の付き添いなしで受け入れるケースが、少しずつ広がっている。東京都教育委員会は来年度から、人工呼吸器を使う子どもが保護者の付き添いなしで学校に通えるようにする。学校での役割分担などを定めたガイドラインを今年度中にまとめ、保護者の付き添いを求めている医療的ケアの実施要項も改めるという。9日の都議会本会議で、増子博樹氏（都民ファースト）と野上純子氏（公明）の質問に、藤田裕司教育長が「管理態勢の整った学校から付き添い日数を徐々に減らすなど、保護者負担を段階的に軽減していく」などと表明した。医療的ケアを必要とする子どもは年々増加しており、文部科学省によると、全国の公立の小中学校や特別支援学校に計約9千人が在籍しているという。都教委の実施要項では、学校はチューブで栄養を与える経管栄養やたんの吸引が実施できるが、人工呼吸器については、作動状況の確認、緊急時の連絡などしかできない。このため、人工呼吸器を使っている子どもが通学するには、保護者の付き添いが必要になる。しかし、両親が共働きなどで付き添えないため、学校に行けずに訪問教育を受ける子どももいる。都教委によると、人工呼吸器を使う子どもは14人が都立特別支援学校に通学し、訪問教育を受けている子どもも60

人いるという。この問題をめぐっては、文科省が3月、全国の都道府県教委などに「保護者の付き添いは真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきだ」とする通知を出した。8月には都医療的ケア児者親の会メンバーが小池百合子知事と面会し、訪問教育を受けている小学5年の山田萌々華さん（11）が「学校に行って、お友達と同じように勉強したり、遊んだりしたいです」と訴えた。東京都中野区は、医療的ケア児を2020年度から一部の区立保育園で受け入れる。受け入れるのは、ほかの園よりバリアフリー化が進んでいる白鷺（しらさぎ）保育園と沼袋保育園。集団保育ができ、日々通えることを条件に1人ずつ受け入れる。両園では看護師を2人体制にし、たんの吸引、経管栄養、導尿などを行う。21年度以降は対象の園を広げ、施設の改修も検討する。区の調査では、現在、区内に未就学の医療的ケア児が27人いて、ニーズが高まっているという。

■ 2019/9/23 【朝日新聞】

障害ある子の支援、 VRどう使う 東大などプログラム開催

病気や障害のある子どもや若者たちの未来に向け、教育や進学を支援するプログラム「DOOR Japan 2019」の夏季プログラムが、8月4日～8日に東京大学先端科学技術研究センター（東京都）などで開かれた。東大が中心となり、「学校で自らのニーズに適した方法で学ぶ権利を得ること」などを応援する目的で2007年からスタートした。ソフトバンクや日本マイクロソフトも共催する。年間を通じて、教育でのテクノロジー活用や、入試・進学での合理的配慮、大学での学び、親元を離れた自立生活の体験、企業や大学へのインターンシップなどの機会を提供している。中高大学生を中心に、この12年間で全国から約1500人が選抜されて参加。参加者同士のオンラインの議論なども行っている。ソフトバンクと東大は今回、障害者と健常者が同じ空間で過ごすインクルーシブな未来に向けて、VR（仮想現実）を生かす方法を模索する活動を、障害のある小中学生とともに行った。参加者らはVRのできる技術について話を聞いた後、VRを体験。自身の学びや生活の中でどう生かせるかを話し合った。初めてVRを体験したという小学生た

ちからは「学校に行けない子や入院中の子がVRを使って授業を受けているようにできないか」「体調が悪い日の体育なども自宅で学べるのでは」といった意見が次々と出た。8日には、中学と高校でのインクルーシブ教育の課題などについて議論するシンポジウムも開かれた。障害者への支援を義務づける障害者差別解消法の施行以降、小学校などでは障害がある子も通常学級で学びつつ、特別支援教育も受けられる機会が拡大している。大学でも障害のある生徒が入試段階から配慮を受けて、授業でも健常者とともに学ぶことが一般化しつつある。ファシリテーターを務めた東大先端研の近藤武夫准教授は、「中学や高校においては、合理的配慮としてのICT活用など、他の生徒と異なる扱いについて、いまだに不公平と考えられがちだ。大学ではすでに当たり前になりつつある支援も、中高では否定されることがあり、中等教育での障害のある生徒の学ぶ権利の保障は喫緊の課題である」と語った。

■ 2019/9/28 【朝日新聞】

不就学2万人の可能性 外国人の子、文科省初調査

日本に住む外国人の小中学生にあたる子ども約12万4千人のうち、約2万人が就学していない可能性があることが27日、文部科学省が初めて実施した全国調査でわかった。日本の法的な義務教育制度の対象外のため、日本語指導などの支援が不十分になりがちで、教育委員会が所在を積極的に把握していない子も1万人近くいた。政府は外国人材の受け入れを拡大する方針だが、対応の遅れが浮き彫りになった調査は、今年4月に外国人労働者の受け入れを増やす改正出入国管理法が施行されたことなどを受けて実施。全国の教委を通じて、今年5月時点で住民基本台帳に記載がある外国人の子らを対象に調べた。その結果、保護者に面会するなどして不就学と確認された子は1千人、戸別訪問時に親が不在などで就学状況を確認できなかった子は8768人、台帳に記載はあるが教委が状況を確認していない子が9886人に上った。不就学の可能性がある子は、東京や神奈川、千葉、愛知、大阪など

都市部に多かった。外国人の子がいる家庭に就学案内を送っていない自治体も4割近くあった。今後も外国人の子は増える見通しだ。文科省は「就学義務がなくても、教育を受ける権利は保障されている」として、就学状況の把握や教育機会の確保のための支援策を検討するが、具体的な対応は自治体に任せている。一方、文科省の別の調査では、日本語指導が必要な小中高校の児童生徒らが昨年度、2年前から6812人増えて過去最高の5万759人（外国籍4万485人、日本国籍1万274人）に上った。このうち2割以上が補習など特別な指導を受けていなかった。一般の高校生と比べて中途退学率が7・4倍と高く、非正規就職率も9・3倍、進学や就職していない人の割合は2・7倍だった。

■ 2019/9/28 【朝日新聞】

子ども同士の性暴力、7割が同性間 男子に多い重大事案

児童福祉施設内の子ども同士で起きる性暴力は、同性間が7割を占め、特に男子同士の事案に重大な傾向がある。こうした調査結果を、施設職員らのグループがまとめた。子ども間の性暴力の多くが、性的衝動によるものではなく、支配欲や知的障害など別の理由で起きていることを示唆しているという。児童福祉施設内での性暴力の実態は長年、明らかにされてこなかった。2年ほど前に裁判を通して三重県内の実態が表に出たことをきっかけに、注目されるようになった。厚生労働省が全国の実態調査をしたが、具体的な内容の分析や公表はされていない。今回の調査は全国に先駆けた取り組みといえる。調査したのは、大阪府や兵庫県内の児童福祉施設や児童相談所の職員、研究者ら約20人でつくる「神戸児童間性暴力研究会」。昨年10月から今年5月にかけて、原則18歳までの子どもが生活する児童養護施設など、全国にある入所型の児童福祉施設21カ所で、過去10年間に起きた子ども同士の性暴力について詳しく聞き取った。集まった197の事案について分析した。加害児と被害児を1対1でとらえた場合、調査対象は308ケースになった。加害児は156人、被害児は192人だった。

た。加害児の89%、被害児の64%は男子。男子から男子への性暴力が全体の62%を占めた。全国の児童福祉施設の入所者は、男子が55%（厚労省調べ）。今回の調査では、男子の割合がそれに比べて多かった。加害児の年齢は、85%が9歳以上。被害児は各年齢層にいたるものの小学生が60%を占めた。加害児については、性的にも揺れ動く「思春期入り口」の子どもへの支援が重要とみられる。一方、被害児については、年齢に応じた性教育や思春期前の子どもへの「自らの安全を守る方法」を身につける支援の必要性が浮かび上がった。また調査によると、加害児の43%に知的障害、33%に発達障害などがあった。被害児もそれぞれ37%、24%だった。児童養護施設と児童自立支援施設全体では知的障害の児童が12%、発達障害などの児童が20%であることと比較するといずれも高く、こうした子どもへの配慮が必要であることが示唆された。性暴力の内容については、レイプに近いものから就学前の子どもの好奇心から来る探索行動までと幅広かった。ケースの重大度を5段階に分類したところ、男子が加害児の場合は、女子に比べて重大な事案が多かった。男子から男子への性暴力は、最重度と重度の事案が37%を占めた。一方、男子から女子への場合は27%だった。全体の51%が、性暴力が複数回にわたって繰り返されていた。また全体の55%が夜間に発生。職員態勢が手薄になりがちな時間帯だった。研究会によると、性暴力の態様について①暴力的言動を背景にした強制的行動②支配の道具として使われる行動③主に知的障害のある子どもが自分の性衝動に適切に対応できず、代わりに性暴力に至るもの④性被害を受けた子どもが自ら同じような状況になること（再現）を求めた結果の行為⑤幼児が体への興味などからとる探索的な行動——などに分類できることも見えてきたという。研究会は、今後さらに結果を分析し、支援の仕方や予防・早期発見・対応策について探る。それらをまとめたハンドブックを来年度以降に作成するという。研究会代表の遠藤洋二・関西福祉科学大学教授（児童福祉）は「調査結果から、有効そうな対応策も見えてきた。施設は、子ども間の性暴力の問題について隠したり、過小評価したりするのではなく、現実を見

据えて対応するという意識をもつことが重要だ」と話している。

■ 2019/9/30 【朝日新聞】

幼保無償化、認可外で便乗値上げも 対象児のみ・事務増加理由…

10月から始まる幼児教育・保育の無償化に便乗して公費を多く受け取ろうと、保育料を引き上げる動きが認可外保育施設にみられるとして、厚生労働省などは都道府県などに対し、「便乗値上げ」をする施設には事実確認と指導を行うよう求める通知を出した。無償化対象の子どもだけ保育料アップを検討するなど、いくつかの実例も示した。無償化は認可保育施設だけでなく、認可外施設も対象になる。保護者の就労状況などにより自治体から保育の必要性が認められた場合、3～5歳児は月3万7千円まで、住民税非課税世帯の0～2歳児は月4万2千円まで無料となる。認可外の保育料は、各施設が自由に設定する。無償化に合わせて保育料を引き上げれば、上限額の範囲内で公費補助を多く受け取ることができる。このため、政府も便乗値上げを警戒していた。通知では実例として、3歳児以上のみ保育料を引き上げ、0～2歳児の保育料より高く設定する▽無償化に伴う事務の増加などを理由に保育料を上げる▽食材費込みの保育料だったものを、食材費と保育料に分けた上で、変更後の保育料を従来よりも高くするなど挙げた。

■ 2019/10/2 【朝日新聞】

認可外除外は6市区 指定市など調査 幼保無償化始まる

10月から始まった幼児教育・保育の無償化で、認可外保育施設を独自に無償化の対象外としているのは、東京23区や政令指定市など100市区のうち6市区にとどまるとの調査結果を1日、民間団体「保育園を考える親の会」が発表した。関連法では、認可保育所などに加え、認可外も5年間は国の基準を満たさなくても無償化する経過措置を定めている。ただ、子どもの安全が確保されるのかとの懸念は根強く、自治体ごとの判断を認めている。同会は7

～9月、100市区にアンケートした。条例で、認可外を対象外としたり経過措置を短くしたりしているのは、東京都の江戸川区・世田谷区・武蔵野市と、埼玉県の新座市・和光市、神奈川県座間市。普光院亜紀代表は、「保護者が危険な施設を見分けるのは難しいので、自治体には積極的に対応してほしい」と話す。加藤勝信厚生労働相は1日の記者会見で、認可外で死亡事故が多いことに触れ、「監督・指導を担う都道府県等とよく連携を取り、質の向上に取り組みたい」と述べた。

■ 2019/10/8 【朝日新聞】

理系院生の女子率、OECD最下位 修士23%、博士21%

経済協力開発機構（OECD）は、各国の教育に関するデータをまとめた2019年版「図表でみる教育」の結果を発表した。大学の理系の修士、博士課程卒業生で女子の占める割合は、日本はそれぞれ23%、21%で43カ国中最下位だった。OECDが15～16歳に実施している「生徒の学習到達度調査」（PISA）では、日本は男女ともに科学と数学分野で上位を保ってきたが、大学院レベルでは女性が少ない現実が明らかになった。調べたのは自然科学、数学、統計学専攻の修士課程、博士課程卒業生のうちの女性の割合。最も高かったのは、修士がポーランドで74%、博士がラトビアで68%。OECD平均は修士54%、博士46%だった。日本の次に割合が低かったのは、修士がルクセンブルクで41%、博士が韓国で36%だった。日本はそれぞれの国の約6割しかない。アンドレアス・シュライヒャー教育・スキル局長は「女性が少ないのは4気筒のエンジンを2気筒しか使っていないようなもので、社会の潜在力を失っている」と指摘。「日本は女性の技術者や研究者らロールモデルが少なく、男性中心の仕事になっているのではないかと話す。大学の学士、修士、博士課程の教員のうちの女性の割合も、日本は23%に過ぎなかった。最高はリトアニアの57%。日本の次に割合が少なかったのは韓国で33%だった。一方、各国が小学校から大学や大学院、専門学校など教育機関に対して行った公的支出の、国内総生

産（GDP）に占める割合は、日本は2.9%で比較可能な35カ国中、3年連続で最下位だった。最高はノルウェーの6.3%で、フィンランドが5.4%、アイスランドとベルギーが5.3%と続く。OECD平均は4.0%だった。高等教育に対する公的支出のGDPに占める割合は0.4%で、OECD平均（0.9%）の半分以下だった。

■ 2019/10/18 【朝日新聞】

いじめ、最多の54万件 不登校も最多16万人 18年度

文部科学省は17日、2018年度に全国の小中高校などで起きたいじめや不登校の件数を発表した。いじめは前年度から約13万件増えて、過去最多の54万3933件に達した。年間30日以上欠席した不登校の小中学生も、16万4528人で過去最多となった。調査は毎年、文科省が全国の教育委員会などを通じて実施。学校別のいじめの件数は、小学校が42万5844件（前年度比10万8723件増）、中学校が9万7704件（同1万7280件増）、高校が1万7709件（同2920件増）などだった。13年に法律でいじめの定義を「いじめられた子どもの立場で判断する」と見直したことなどから、学校側にささいなトラブルでも把握する姿勢が定着してきているという。ただ、いじめの報告がなかった学校も約2割あった。いじめで最も多かったのは「冷やかしからい、悪口を言われる」で、約6割にあたる約34万件。「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする」も約12万件あった。関連する暴力行為は7万2940件、SNSなどを使った「ネットいじめ」は1万6334件だった。不登校は小学生が4万4841人（前年度比9809人増）、中学生が11万9687人（同1万688人増）。中学校では、平均で1学級に1人は不登校がいる結果となった。教育支援センターなど学校以外の場で学ぶ子どもたちが増えていることも影響しているという。不登校の6割近くが90日以上欠席しており、長期化する傾向もみられた。いじめで子どもの命や心身、財産などに深刻な被害が生じたとされる「重大

事態」も602件（前年度比128件増）で過去最多に。そのうち、不登校などにつながった疑いがあるのは420件だった。18年度に自殺した児童生徒は332人で前年度より82人多く、過去30年間で最も多かった。理由は、家庭不和や父母らの叱責（しっせき）、進路の悩みなどが多く、いじめは9人だった。文科省の全国調査によると、いじめの認知件数はこの6年間、一貫して増えている。文科省は、軽微ないじめでも見落としを減らすことを目指しており、「認知件数が少なかった自治体の報告が増えている」と前向きに受け止めている。千人あたりのいじめ認知件数は、13年度に最多だった京都府と、最少だった福島県の違いは80倍以上あった。一方、18年度に件数が最多の宮崎県（101・3件）は最少の佐賀県（9・7件）の約10倍に収まった。これに対し、筑波大の土井隆義教授（社会学）は「文科省が認知するよう促しているため件数が増えた面もあるが、実態が好転しているとは思えない」と話す。子どもの学校生活について、「人間関係に過敏になり、かつてはいじめとは思わなかったものも、近年は大きな精神ダメージになりやすく、その面で深刻化している」とみる。暴力行為も増えているが、千葉大の藤川大祐教授（教育学）は「きちんと数えるようになった。反抗し、不満をぶつけるタイプは減り、いじめと同様に、つかかった程度のもも暴力行為とカウントするようになったのだろう」。折出健二・愛知教育大名誉教授（教育学）は「小学校で学ぶ内容が多くなり、他者を理解するなどの人間関係を形成する対話の教育が十分になされていないと強く感じる」と分析する。文科省は、調査結果を踏まえた対策として、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカーの配置を進める。ただ、いじめの相談先（複数回答可）をみると、担任が8割を占め、SCなどへの相談は2%にとどまっている。

■ 2019/10/19 【朝日新聞】

日本語指導が必要な子ども5万人 学びの場、どう確保

日本で働く外国人が増え、日本語を教える必要がある子どもたちも増えている。「教育を受ける

権利」はすべての子どもたちにあるが、海外から移り住んだ子どもたちを取り巻く教育環境はさまざま。日本の公教育に溶け込めず苦勞する子どもたちも少なくない。「学びの機会」をどう確保していくのか。公教育と民間、それぞれの模索が続いている。日本語教育の「受け皿」が地域によってまちまち、という実態もある。青梅市のようにフリースクールに託す自治体はあるが、そもそもフリースクールが近くにない地域では、ボランティアの市民グループが受け皿になることも。外部に託す場合も、青梅市のように公費が出ない自治体もあれば、国の補助金も含めて、公費を出して地域のNPOなどに委託する自治体もある。公立の小中学校で最初から受け入れて「別教室」のような形で日本語を教えるケースや、教育委員会が「拠点校」や「拠点施設」をつくり、そこに日本語が話せない子どもたちを集めるというやり方をとっている自治体もある。いずれにせよ、子どもたちがどこに住むかによって、日本語教育を受けられる環境は大きく異なってくるのだ。日本の子どもたちには、どこに住んでいても等しく義務教育を受けられる環境が整えられている。では外国にルーツがある子どもたちが教育を受ける権利・義務はどうなっているのか。

日本も批准する国際人権規約では、すべての人に教育に関する権利を認め、初等教育は「義務的なものとし、すべての者に対して無償とする」とうたわれている。日本国憲法や教育基本法で義務教育が保障されているのは「国民」で、外国籍の子どもはその対象に含まれないというのが一般的な法解釈だ。文部科学省は「就学を希望すれば、日本人の児童生徒と同様に無償で受け入れており、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している」と説明する。この6月に成立した日本語教育推進法では、国と地方自治体に、日本語を学びたい外国人に日本語を教える義務を課した。ただ、自治体が子どもの実情に応じてどれだけの教育環境を用意するのか、そのための予算をどう確保するのかなど、課題は山積みだ。日本語が十分に話せない状態で公立の小中学校に入った子どもたちには、さまざまな困難がつきまとう。文部科学省の18年度の調査では、日本語指導が必要な子どもは、日本国籍・外国籍合わせて約5万人い

る。16年度の調査に比べ約16%増えた。そうした子どもが住む地域はさまざまで、「一つの学校に、日本語指導が必要な子どもが5人未満」は、外国籍の児童生徒が通う小中高など約8千校のうち74%にのぼる。外国にルーツのある人が多く集まる地域では、教員が多く配置されたり、受け入れのノウハウが共有されたりしているが、多くの地域では、そうした環境を整えにくい。少人数の子どもに手厚く教えようとするれば、教員を増やすための予算が必要になるが、地域の理解を得られるとは限らない。各自治体では試行錯誤が続いている。日本語が必要な子どもが4586人で、全都道府県で3番目に多い東京都には「集めて教える」という仕組みがある。各区市町村で、日本語指導が必要な児童生徒が計10人以上いた場合、複数の学校区から通える日本語学級の拠点をつくり、そこに子どもたちを集めて教えるというものだ。各拠点で日本語教育にあたる教員120人を配置している。各市区町村が独自の予算をつけ、日本語教育を支援するところもある。東京都三鷹市では、国際交流協会の日本人ボランティアに1時間3千円の謝礼を出し、「おなかが痛い」など生活に最低限必要な「サバイバル日本語」を教えてもらっている。予算の制約があるため、子ども1人につき教える時間の上限は20時間で、延長も20時間までだ。市が投じた今年度の予算は73万5千円で、担当者は「これ以上やるのは予算上厳しい」と話す。日本語を教えれば済むという話でもない。難民らに日本語指導をしている社会福祉法人「さばうと21」（東京都品川区）には、埼玉県や千葉県から電車で1時間以上かけて通ってくる子どももいる。学習支援コーディネーターの矢崎理恵さんは「学校の勉強について行けるような学習支援や、受験対策をふくめた進路相談への対応もある」と話す。学習面以外でも課題は多い。子どもが不登校になったり、保護者の不安定な生活環境が子どもに影響したりしたときの対応などだ。日本の子どもでもそうした状況になることはあるが、外国にルーツがある子どもの場合、教師と保護者の間でコミュニケーションが取りづらかったり、保護者側も日本の制度を理解するのが困難だったりして、子どもへの支援が行き届きにくくなりがちだ。外国人の人口が全国3位という埼玉県川

口市。クルド人も多い地域だが、支援者らによると、中学生になると学校に通わなくなる子どもや、中学生の年齢で来日しても学校に一切通わない子どもがいるという。平日の昼間に、コンビニや公園、ショッピングセンターで子どもたちがたむろしていることも。地域で活動する支援者は「排除されたという不満がたまり、いつか爆発する時期がくるのではないか」と心配する。

■ 2019/10/21 【朝日新聞】

養育費不払い、自治体が動く 差し押さえ・反則金、検討

子どもの養育費を受け取れない世帯を支援するため、踏み込んだ独自対策に乗り出す自治体が出てきた。貧困を防ぐため、親の給与を代行して差し押さえることなどを検討。親のモラル頼みの国の仕組みに限界があるためだ。養育費のない母子家庭は7割を超える。もっとも強い手段を検討するのは兵庫県明石市だ。養育費を払わない親の給与を代行して差し押さえたり、反則金を科したりする全国初の対策を打ち出した。支払い命令に応じない親の氏名公表まで検討。泉房穂（ふさほ）市長は力を込める。養育費額を取り決めた裁判の判決などに基づいて手続きする必要がある、弁護士資格を持つ市職員が無料で対応する。反則金の法的課題や個人情報保護との兼ね合いを整理しつつ、来年3月までに具体化させる。「養育費泣き寝入り救済条例（仮称）」として来春の実現を目指す。「最終的には国が養育費の支払いを確保するよう動いてほしい」。こう強調する泉市長は2014年、離婚時に養育費の取り決めを促す合意書の配布を決定。この先進的な取り組みは他の自治体も追随した。関連手続きに必要な費用を補助する自治体もある。滋賀県湖南市は今月から、養育費の支払いを定めた公正証書や、家庭裁判所の調停調書の作成にかかる手数料などの費用を3万円まで補助。市内にも「不払いに悩むひとり親がいる」（担当者）ためだ。民間会社を活用してもらい、利用料を補助する仕組みもある。保証会社「イントラスト」（東京都千代田区）は1年目は養育費の1カ月分、2年目からは月額額の30%か50%をひ

とり親が年に1度同社に支払うと、その後に支払いが滞っても養育費分を肩代わりしてくれる。湖南省では、こうしたサービスを利用する初期費用も上限5万円で補助。大阪市も今年4月から同様の支援を始めている。厚生労働省の16年度調査で、養育費を受け取っていない母子家庭は71.5%。経済協力開発機構(OECD)によると、日本は子どもがいる大人1人世帯の貧困率が「先進国で最悪水準」だ。

■ 2019/10/25 【朝日新聞】

文科省、川口市教育長に指導 「いじめ法欠陥」主張で

埼玉県川口市が中学校でいじめ被害を受けた元生徒から起こされた裁判で、いじめ防止対策推進法に「欠陥がある」と主張したことについて、文部科学省が茂呂修平・市教育長を呼び出し、地方教育行政法に基づき法令を守るよう指導していたことがわかった。茂呂氏が24日の定例会見で明らかにした。裁判は、川口市立中学校でいじめが原因で不登校になった元生徒が、学校や市教育委員会の対応が不適切だったとして市に500万円の慰謝料を求めている。9月18日の口頭弁論で市側が、「苦痛を受けた」と声高に非難する者が被害者になり、相手を非難しない者が加害者になるなどとして、同法について「整合性が欠如し、教育現場に与える弊害を看過し難い欠陥を持つ」と主張した。こうした主張には「行政機関が法を否定しているのか」などと批判が上がり、同月30日の定例会見で茂呂氏は「裁判での主張であって、法を否定しているわけではない」などと説明していた。一方、文科省は法に従うべき行政機関が法廷で「欠陥がある」と主張した事態を重く見て、茂呂氏から直接聞き取りをした。茂呂氏によると、同省には「わかりやすく説明するために欠陥という言葉を用いた」「法を否定しているとは思っていない」などと説明したという。茂呂氏はこの日の会見でも「誤解を招いたことは反省している」と述べた。一方、文科省生徒指導室は朝日新聞の取材に対し、「欠陥」という言葉を用いたことについて、茂呂氏からは「市の本意ではなかった」との説明があったとしている。茂呂氏は会見でこの発言を否定したが、「本意」

でないことを法廷で主張したとすると、訴訟の行方にも影響を与えそうだ。

■ 2019/10/26 【朝日新聞】

復学意思なくても「出席」 不登校生の学校外学習、文科省が通知

不登校の小中学生が全国で約16万5千人と増え続けていることを受けて、文部科学省は、従来の学校復帰を前提とした支援のあり方の見直しに乗り出す。フリースクールなど学外の施設に通う不登校生を「出席」扱いにしやすくする通知を、25日付で全国の教育委員会に出した。復学のみを目標にしがちだった教育現場の意識改革につなげる狙いがある。不登校生には、行政が支援する教育支援センターや民間のフリースクールなど学校外で学ぶ児童・生徒も多い。これまでも所属する学校長の判断でこうした子どもを出席扱いとする制度があった。ただ、文科省は過去に出席扱いする条件として「学校復帰が前提」と解釈できる通知を出しており、学校に戻る意思がないと適用されないこともあった。不登校の小中学生で「出席」扱いになったのは約2万3千人(2018年度)にとどまる。不登校で「欠席」が増えると、受験などで不利な扱いを受けることもあるほか、教育関係者から「登校圧力が子どものストレスになる」などと指摘があった。16年に成立した「教育機会確保法」では、学校外の多様な学びの場を支援する方針が盛り込まれ、「無理に登校する必要はない」という認識が広がりつつある。文科省幹部は「休養が必要な子どもには無理強いせず、将来的に本人が復学を希望したときは円滑に戻れるような環境づくりをしてほしい」としている。NPO法人「ストップいじめ!ナビ」の須永祐祐・副代表理事(40)は「正式な通知として出す意味は大きい。安心できる環境を充実させ、不登校の子の学習機会を拡充するための議論を進めるべきだ」と語った。





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.163

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2019年12月10日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438 (子どもの人権連)

年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円